

(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令 第一号様式)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

b 当該通知に係る外国債等が外国債等預託証券である場合には、当該外国債等預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第1 募集債券に関する基本事項」又は「第2 売出債券に関する基本事項」に記載するとともに、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。

(2) 代表者の役職氏名

発行者を代表して当該有価証券を発行する権限を有する者の役職名及び氏名を記載すること。

(3) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

(4) 募集債券に関する基本事項

以下の記載上の注意は、外国債等のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、同項第5号に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。

(5) 引受けの契約の内容

a 引受人の名称及び住所を記載し、元引受契約を締結した証券会社については、その旨を明示すること。

b 引受金額及び引受けの条件（買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等）を記載すること。

(6) 債券の管理会社

契約により、債権管理に関し債権者のための行為をする職務（元金金の支払の遅延その他の債務不履行、財務上の特約又は弁済の受領の公告等に関する職務をいう。）又は発行者のための行為をする職務の委託を受けた者（以下「債券の管理会社」という。）の有無及び債券の管理会社がある場合には、その者の名称及び住所を記載し、代表会社については、その旨を明示すること。

(7) 登録機関

登録機関を定めている場合には、当該登録機関の名称及び住所を記載すること。

(8) 財務上の特約

当該発行に係る有価証券において債権者保護のために設定されている特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、その内容を記載すること。ただし、発行者が国である場合には、ネガティブ・プレッジ・クローズ（当該債券が全額償還されるまでの間において、既往又は将来の債権を担保するために抵当権、質権その他の担保権を設定する場合には、当該債券についても同等に取り扱う旨等を規定した条項）以外の事項を記載することを要しない。

(9) 取得格付

当該発行に係る有価証券について、発行者が申込により取得する格付（指定格付機関から取得するものに限る。）、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨記載すること。

(10) 利息支払の方法

利息の計算期間、利息支払日等について記載すること。

(11) 償還の方法

定時償還又は随時償還の時期、償還金額及びその方法、減債基金の積立方法、元金の支払が遅延した場合の付利等について記載すること。

(12) 担保又は保証に関する事項

担保又は保証が附されている場合には、その内容、条件等について記載すること。

(13) 売出債券に関する基本事項

- a 以下の記載上の注意は、外国債等のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、同項第5号に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。
- b 以下の掲げる事項を除き、「第1 募集債券に関する基本事項」における記載事項の記載内容に準じて記載すること。

(14) 売出人

売出しに係る債券の所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。

(15) 売出しの委託契約の内容

- a 売出しの委託を受けた者の名称及び住所を記載すること。
- b 売出しの委託契約の内容（売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等）について記載すること。

(16) 過去2年以内における募集又は売出し

- a この通知の提出日前2年以内における募集又は売出し（法第4条第1項の規定により届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）について記載すること。
- b 法第2条第1項第5号に掲げるものの性質を有する有価証券については、aに準じて記載すること。